

長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域経済の活性化を図るため、町内において新たにサテライトオフィス等を設置し業務を行う企業等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 町内に事業所を設置していない企業等が、町内に新たに設置する本社又は本社業務の一部を行う事業所をいう。
- (2) 企業等 事業を営む法人をいう。
- (3) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する一般被保険者又は高年齢被保険者であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において新規にサテライトオフィス等を設置した企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金申請時において町外で3年以上継続して事業を行っている企業等であること。
- (2) 町内のサテライトオフィス等において3年以上継続して業務を行う計画を有するものであること。
- (3) 開設したサテライトオフィス等に役員又は従業員を常時2人以上置く企業等であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員関係者と密接な関係を有するものではないこと。
- (6) 町税等の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号

）第21条の規定による再生手続開始の申立がなされていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費はサテライトオフィス等の設置を行う場合に必要な経費とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改修費 サテライトオフィス等の建物を賃借する場合に必要な建物の改修に要する経費
- (2) 賃借料 サテライトオフィス等の建物賃借料（敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く。）
- (3) 通信料 サテライトオフィス等通信回線利用料
- (4) 設備費 サテライトオフィス等の机、椅子等の備品及び機械設備等

2 前項に掲げる経費に対する補助金の交付は、各年度1回限りとし、3回まで交付を受けることができる。ただし、第1号及び第4号の経費については、サテライトオフィス等において事業を開始した年度に限り、1回のみ交付する。

3 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、この要綱と同様の事由による国又は静岡県からの補助金の交付を受けたものにあつては、補助対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）（3箇年分）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近の決算状況が分かる財務諸表の写し
- (5) 賃貸借契約書及び通信回線利用契約書の写し
- (6) 見積書（改修費及び設備費の申請者のみ）
- (7) 法人等の設立届出書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した時には、長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとする時は、次に掲げる書類を添えて長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときには、長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 事業に要した経費の領収書又はそれに類するもの
- (4) 2人以上の従業員が就労していることが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、長泉町サテライトオフィス等設置事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に長泉町サテライ

トオフィス等設置事業費補助金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 長泉町で事業を開始してから3年を経過する前に、長泉町におけるサテライトオフィス等の賃貸借契約を解除したとき。
- (4) その他町長が不適切と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、町長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の区分	補助金の額	補助期間
改修費	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、200万円を限度とする。	—
賃借料	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、月額12万円を限度とする。ただし、オフィスに勤務する従業員のうち1人以上が、長泉町へ住民票を異動し生活の本拠を長泉町に移す場合、又は長泉町に住所を有するものを新規で1人以上雇用する場合は、左に掲げる経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とし、月額16万円を限度とする。	12箇月を限度とする。
通信料	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、月額5万円を限度とする。	12箇月を限度とする。
設備費	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た	—

	額以内の額とし、50万円を限度とする。	
--	---------------------	--